

高知県運輸業女性活躍推進実行委員会会計規程

平成 30 年 5 月 22 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知県運輸業女性活躍推進実行委員会（以下「委員会」という。）の会計事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 協議会の予算は、関係団体及び県からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また委員会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 予算執行上必要と認めるときは、相互に予算を流用することができる。

3 委員会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、委員会に諮るものとする。

4 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算区分)

第 3 条 歳入予算の目及び節の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の目及び節の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(収入の手続)

第 4 条 収入の事由が生じたときは、収入調書（様式 1）に所定の事項を記載して決裁を受けなければならない。

(支出の手続)

第 5 条 支出は、すべて債権者の提出した請求書に基づき、支出調書（様式 2）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の支出については、請求書を要しないものとする。

(1) 官公署等の発行した納付書によるもの。

(2) 支払義務の確定している経費で、請求書を徴する必要のないもの。

3 支出を行うときは、事前に回議書（兼経費支出伺）（高知県運輸業女性活躍推進実行委員会事務処理規程様式第 1 号）又はこれに準じた書式に所定の事項を記載して決裁を受けなければならない。ただし、支払義務の確定している経費については、この限りでない。

(資金前渡及び概算払)

第 6 条 現金でなければ購入できないもの及び事業遂行上必要のあるものについては、資金前渡又は概算払をすることができる。

(現金の取扱い)

第 7 条 現金は、すべて金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

(帳簿の調整)

第8条 委員会の会計を整理するため、次の各号の帳簿を調整するものとする。

- (1) 収入整理簿 (様式3)
- (2) 支出予算執行管理簿 (様式4)
- (3) 現金出納簿 (様式5)

2 前項に掲げる帳簿のほか、必要に応じた帳簿又は補助簿を適宜備えることができる。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、会計に関することは、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の例による。

附則

- 1 この規程は、平成30年5月22日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の会計年度については、第2条第4項の規程に関わらず、この規約の施行の日から平成31年3月31日までとする。